



## 春の全国交通安全運動のお知らせ

- 期間  
令和6年4月6日(土)から4月15日(月)までの10日間
- こどもが安全に通行・横断できるよう交通環境を整えましょう。
- 歩行者優先意識を浸透させ、運転者は「思いやり・ゆずり合い」運転を心がけましょう。  
横断歩道は歩行者優先です。横断歩道を渡ろうとする歩行者がいるときは、横断歩道の手前で一時停止し、歩行者を安全に横断させましょう。



- 自転車・特定小型原動機付自転車を利用する際は、乗車用ヘルメットを着用し交通ルールをきちんと守りましょう。  
令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務化されました。特定小型原動機付自転車は交通ルールを、きちんと理解した上で安全に利用しましょう。

## 地域全体で子どもや女性を犯罪から守ろう

### 安全・安心のためのポイント

- 一人歩きは注意！複数人で行動しましょう  
夜間は特に危険です。できるだけ明るい場所を選び、2人以上で行動しましょう。
- 防犯ブザーや防犯笛を持ち歩こう  
防犯ブザーや防犯笛を鳴らしたら、不審者が立ち去った事例があります。
- 周囲や後ろに気をつけよう  
不審者に後をつけられているかもしれません。
- 「歩きスマホ」はやめよう  
スマホや音楽プレーヤーを使用しながら歩いていると、不審者の接近に気づかないおそれがあります。
- 周囲に助けを求めよう  
危険を感じたときは、すぐ逃げて、助けを呼んでください。
- 逃げる場所を確認しよう  
「子ども110番の家」など、いざというときに逃げ込める場所を確認しましょう。



### 交番からのお願い

4月に入り、自転車の使用する機会が増えると思われれます。自転車を使用する際は次の自転車使用五則を守り、交通事故防止に努めましょう。

### 自転車安全利用五則

- 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

### みんなの力で暴力団を追放しよう

- 「暴力団追放三ないプラス1」  
・暴力団を「恐れない」  
(「誤ったイメージ」から、恐れることは暴力団を助長させます)  
・暴力団に「金を出さない」  
(金が「腐れ縁の元」、暴力団を支援・容認することになります)  
・暴力団を「利用しない」  
(すべてを「金づるにする」、それが暴力団なのです)  
プラス1→暴力団と「交際しない」

